菊池市社会福祉法人指導監査結果
（令和５年度）

・社会福祉法人は、50音順に掲載しています。

・指導監査結果は、3か年分を掲載しています。

実地	実地指導監査
未実施	未実施理由を記載

対象法人及び施設　　社会福祉法人　愛敬会（施設名　　介護老人福祉施設　清泉）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 理事会を決議の省略で開催した際の議事録が作成されていません。法令及び定款の定めのとおり、議事録を作成してください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の14第6項、規則第2条の17第4項第1号、定款第27条第１項＞ （ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP31）	1.　今後、決議省略の理事会を開催した場合は、ご指摘のとおり、議事録を作成いたします。	R4.12月
		2. 新役員選任の定時評議員会後に理事長選任のための理事会が開催されていますが、本理事会は、招集通知省略の開催でありますが、役員の招集通知省略の同意書が徴取してありません。また、事前に招集通知を送付してありますが、選任前は、旧役員への通知となるため正式なものとして認められません。適正な招集通知省略の手続きを行ってください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の14第9項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP27）	2.　ご指摘のとおり、今後は、理事長選任のための理事会開催につきましては、新役員選任の定時評議員会後に招集通知省略による新役員招集を行い、その後、新役員から招集通知省略の同意書を徴収し、当該理事会を開催いたします。	
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　あすなろ保育園（施設名　　保育園　あすなろ保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	特にありません		R4.11月
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　加茂川保育園　（施設名　　保育園　加茂川保育園、砦保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 理事長及び理事個人と利益相反取引にあたる土地賃貸借契約（1年契約の自動更新）が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、それぞれ新たに契約するようにしてください。また、法人の安定的な事業の継続性に支障をきたす恐れがある土地については、賃借権設定の登記をしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	1.　理事長及び理事個人と利益相反取引にあたる土地賃貸借契約については、令和5年3月の理事会にて承認を得た後、それぞれ新たに契約を行う予定です。また、法人の安定的な事業の継続性に支障をきたす恐れがある土地については、12月理事会にて審議・承認を得て、地上権設定を行いました。	R4.11月
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　菊幸会　（施設名　　保育園　菊池みゆきこども園、菊池乳児保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 理事個人と利益相反取引にあたる土地賃貸借契約（1年契約の自動更新）が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、新たに契約するようにしてください。また、当該契約では、菊池乳児保育園園長が、借受人として、契約されていますが、法人会計から賃借料が支出されていますので、借受人を法人として、理事長名で契約してください。＜根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	1.　令和4年12月23日実施した法人理事会において、本件を報告。今回指導のとおり当該契約については、賃貸人を乳児保育園緒方悦子、賃借人を法人理事長福田俊彦に修正、その他の項目は現行のままで、契約期日を令和5年1月5日にし、改めて契約することが了承された。当該契約書は、上述のとおり修正され、新たに契約を締結した。	R4.12月
		2. 事業計画及び当初予算並びに補正予算について、会計年度開始前に評議員会での承認手続きが行われていません。定款の規定どおり評議員会での承認を受けるか、又は定款の変更をしてください。＜根拠：定款第32条＞（指導監査ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP 3）	2.　指摘のあった令和4年度の補正予算については、令和4年度内に書面により評議員会の決議を諮り、指摘部分については、事後ではあるが、承認を得ることが令和4年12月23日実施した理事会で決定された。また、同理事会において、当初予算、補正予算など収支予算に係る事項については、評議員会の審議事項より除外するため定款変更を実行することが了承され、次回評議員会の審議議案とすることが決定された。次回の評議員会で本件が了承されれば、速やかに定款変更を行う。	
		3. 平成28年度に基本財産の処分が行われていますが、基本財産処分の認可及び定款変更の認可が令和4年7月15日に申請されています。大幅に遅延しておりますので、今後は、それぞれ適正な時期に所轄庁の認可申請を行うようにしてください。＜根拠：社会福祉法第25条、第45条の36、定款第30条、第39条＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP3、P50～52）	3.　左記指摘事項について、令和4年12月23日実施の理事会で、理事長が本件発生の経緯について詳細説明。今後、方針の運営上、本件のような重要な手続きについては、今後同様のミスがないよう参加理事より厳重注意がなされた。今後、法人運営上重要な手続きについては、理事長・事務局間でダブルチェックを行い、今回のような基本的ミスが発生しないよう鋭意努力することが理事長より約束された。	
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　菊池市社会福祉協議会　（施設名　　社会福祉協議会）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施A	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施A	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. R5.7.1就任の評議員6名の改選時において、辞任する評議員1名より辞任届が徴収されていません。また、新たに選任された評議員1名から欠格事由等に該当しない旨の宣誓書等が徴収されていません。徴収期限を設け、提出の有無の確認を行うようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第39条、第40条＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP6～9）	1. 指導監査終了後、ただちに該当する2名より、評議員辞任届及び宣誓書の徴収を行いました。 今後は、役員・評議員の改選時等には関係書類の提出の確認を行うよういたします。	R5.10月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　菊池ひかり保育園（施設名　　保育園　菊池ひかり保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. 評議員会及び理事会の決議には特別の利害関係を有する評議員及び理事が加わることができないため、会議の前などに確認をしなくてはいけません。確認するとともに議事録に確認をした旨の記載をしてください。また、決議省略を実施する場合も提案書や同意書等で確認してください。＜根拠：社会福祉法第45条の9第8項、法第45条の14第5項＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP11、P28）	1. 次回開催の評議員会及び理事会より左記の指摘事項について確認し、議事録に記載します。	R5.12月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　菊豊会　（施設名　　保育園　菊池さくら保育園、菊池第2さくら保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. 理事個人と利益相反取引にあたる土地建物賃貸借契約（1年契約の自動更新）が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、新たに契約するようにしてください。また、法人の安定的な事業の継続性に支障をきたす恐れがある土地については、賃借権設定の登記をしてください。（登記が不要な場合を除く。） ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞ （ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP54）	1.令和6年3月28日開催の理事会において、理事長個人との土地建物賃貸借契約を利益相反取引として提案し、理事会に諮ります。 なお、理事会承認後は、速やかに契約します。	R5.12月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　旭志福祉会　（施設名　　保育園　北合志保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 理事長及び理事個人と利益相反取引にあたる土地賃貸借契約（1年契約の自動更新）が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、それぞれ新たに契約するようにしてください。また、法人の安定的な事業の継続性に支障をきたす恐れがある土地については、賃借権設定の登記をしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	1.　理事長との土地賃貸借契約（利益相反取引）を、令和5年3月の理事会に提案し、承認後新たに契約します。また、理事との契約については解約します。	R4.10月
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　鞍岳会　（施設名　　保育園　川辺保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. 評議員及び役員の改選時に徴収する履歴書や欠格事項等に該当しない旨の宣誓書等が、再任の候補者について徴収されていません。欠格事由等に該当しないこと等が確認できませんので、再任の時も徴収するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第39条、第40条第1項、第44条第1項、第4項、第5項＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP7、P16、P21）	1. 再任の際も欠格事項に該当しない旨の宣誓書等を徴するものとします。	R5.11月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　広友会　（施設名　　介護老人福祉施設　あさひが丘荘）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	実施	1、令和2年6月4日理事長の業務執行状況について報告の省略の手続きが行われています。上記報告は、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。 ＜根拠：社会福祉法45条の16第3項＞ （指導監査ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP 30）	理事長の職務執行状況の報告については、実際に開催される理事会において報告を行います。	R3.12月
		2、貴法人の経理規程は、社会福祉法人会計基準等に準じていない内容が数多く見受けられます。「モデル経理規程」等を参考に、貴法人の実態に即した経理規程となるよう改正してください。 ＜根拠：社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1（4）＞ （指導監査ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP 57）	令和4年3月の当初予算理事会にて経理規程を提案します。	
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　紫翠会　（施設名　　救護施設　菊池園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. 理事個人と利益相反取引にあたる土地建物賃貸借契約が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、新たに契約するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	1. 令和5年11月29日開催の紫翠会第3回理事会第4号議案において、「理事との利益相反取引に当たる契約の承認について」諮り、承認を受けました。今後速やかに当該理事と賃貸借契約を締結します。	R5.9月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　泗水東保育園（施設名　　保育園　泗水東保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	特にありません		R5.1月
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　泗水福祉会　（施設名　　介護老人福祉施設　泗水苑）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. 理事長が代表取締役となっている株式会社と利益相反取引にあたる温泉供給に関する契約が締結されていますが、法改正後に理事会の承認が得られていません。理事会の承認を得てから、新たに契約するようにしてください。また、現在は、理事長の職務代理は認められていませんので、契約時は注意ください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	令和6年3月11日（月）開催の令和5年度第5回理事会において、温泉供給契約についての承認を得たのち、新規契約を行いました。 （添付資料） ・理事会議事録（写し） ・温泉供給に関する契約書（写し）	R6.1月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　七城福祉会　（施設名　　障がい者支援施設　居屋敷の里）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 評議員及び理事・監事の選任時に徴収する欠格事由等に該当しない旨の誓約書等が選任後に徴収してあります。また、任期途中で辞任した評議員の辞任届が未徴収です。辞任の意思や候補者が欠格事由等に該当しないこと等が確認できませんので、適正な時期に適正な書類を徴取するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第40条第1項、第44条第１項＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP7、P16）	1.　誓約書等選任後に徴収している件は、今後選任前に徴収できるように取り組みます。 また、任期途中で辞任した評議員の辞任届が未徴収でしたので、徴収し、今後は適切な時期に適正な書類を徴収するようにいたします。	R4.10月
		2. 理事長個人と利益相反取引にあたる土地建物賃貸借契約（１年契約の自動更新）が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、新たに契約するようにしてください。また、同時に賃借権設定の登記をしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	2.　理事長個人と利益相反取引にあたる土地建物貸借契約については、次回の理事会にて決議をおこない、承認を受け、新たに契約をさせていただきます。 貸借権設定の登記をおこないます。	
		3. 平成30年度に基本財産の処分が行われています。平成30年12月に基本財産処分の認可申請は行われており、定款変更の評議員会決議も令和元年６月に得ていますが、定款変更認可が令和３年１１月に申請されています。大幅に遅延しておりますので、評議員会決議後速やかに所轄庁の認可申請を行うようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の36＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP3）	3.　定款の変更が大幅に遅延していますので、今回の定款の指摘事項につきましては令和5年の理事会後、令和5年6月の評議員会にて決議させていただき今後は速やかに提出したいと思います。	
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　新明福祉会　（施設名　　保育園　新明保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	特にありません		R4.11月
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　清泉保育園　（施設名　　保育園　清泉保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	実地	1　事業計画及び当初予算並びに補正予算について、評議員会での承認手続きが行われていません。定款の規定どおり評議員会での承認を受けるか、又は定款の変更をしてください。 ＜根拠：貴法人定款第３１条＞ （指導監査ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP 3）	1. 現在変更に向け定款を作成しております。 令和４年３月中に理事会、評議員会の承認を受け、定款変更の届を済ませ、４月から施行できるように、手続きを進めます。	R4.1月
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　たけのこ会　（施設名　　保育園　菊池幼楽園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 評議員の選任時に徴取する欠格事由等に該当しない旨の誓約書等が選任後に徴取してありますので、候補者の選任時の欠格事由等に該当しないこと等が確認できません。また、平成29年4月1日選任の新評議員の任期を揃えるため任期を短縮してあり、辞任届が未徴取です。定款の規定の任期は短縮できませんので、任期を揃える場合は、辞任届の徴取等が必要です。適正な時期に適正な書類を徴取するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第40条第1項、41条第1項、定款第7条第1項＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP7）	1.　宣誓書等の徴取時期が適切では無かったため、今後は欠格事由に該当しない旨の確認ができる宣誓書を事前に徴取し、確認を取ったうえで選任するように改善を行う。 また、任期を揃える場合の手段が誤っており、辞任届の徴取をしていなかった。今後は、辞任届の徴取等、定款の規定に沿って手続きを行っていく。	R4.10月
		2. 令和３年３月28日に役員等報酬規程の改正が行われていますが、理事会決議、評議員会承認が得られていません。役員等報酬規程第5条に沿って適正に承認を得てください。 ＜社会福祉法第45条の8第4 項、第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第196条、定款第8条、第21条、役員等報酬規程第5条＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP36）	2.　役員等報酬規程の改正の際、定款に沿った手続きがされていなかった。今後報酬規程の改正をする場合は、理事会の決議後に評議員会の承認を得て改正を行っていく。 ※ 今後も、社会福祉法に基づき必要に応じて定款変更を行い、それに沿って法令を遵守しながら法人運営を行っていく。	
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　田島会　（施設名　　保育園　田島保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 評議員及び役員の選任時に徴取する履歴書が、当初就任時のみ徴取してあり、再任時に徴取してありません。新任候補者の選任時の履歴書においても、候補者選定より後の徴取になっているもの、日付が無記入になっているものがあります。また、欠格事由等に該当しない旨の誓約書等が、徴取してありません。就任当初に一部身分証明書等は徴取してありますが、候補者選任時の欠格事由等に該当しないこと等が確認できませんので、適正な時期に適正な書類を徴取するようにしてください。 ＜根拠：　社会福祉法第40条、第44条＞ （ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP7、P16）	1. 令和5年度定時評議員会時、すべて整理いたします。	R5.1月
		2. 理事会において、次期監事候補者の選任議案を決議する際、事前に現任の監事２人から次期監事の選任について同意する旨の「同意書」が徴取してありません。徴取するようにしてください。（又は、次期監事候補者の選任を決議した理事会の議事録に、監事選任の議案に同意した現監事の氏名を記載し、当該監事の署名をもらってください。）これは、監事が理事の職務の執行も監査する立場にあるため、その独立性を確保するためです。 ＜根拠：社会福祉法第43条第3項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項＞ （ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP20）	2. 次回より徴取を行います。	
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　芙蓉福祉会　（施設名　　保育園　富原保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R4	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R5	実施	1. 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意が得られていません。理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の過半数の同意が必要です。再任の時も同意を得るようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第43条第3項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項＞ （ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP20）	1. 次回以降、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意書を新任・再任に関わらず得るように致します。 令和7年の定時評議員会が現監事の任期となるため、その前の監事候補者推薦の理事会にて改善予定です。	R5.11月

対象法人及び施設　　社会福祉法人　友朋会　（施設名　　障がい者支援施設　サニーサイド）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	特にありません		R4.9月
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設　　社会福祉法人　ルンビニ保育園　（施設名　　保育園　ルンビニ保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R3	未実施 （延期）	新型コロナ感染症予防対策のため延期		
R4	実地	1. 評議員等の選任時に徴取する欠格事由等に該当しない旨の誓約書及び前任者の任期途中の辞任届等が、選任後に徴取してありますので、候補者の選任時の欠格事由等に該当しないことや前任者の辞任の意思等が確認できません。候補者の選任前に適正な書類を徴取するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第40条第1項、第41条第1項、第44条、定款第7条第1項＞（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝP7、P16）	1.　評議員に対する承諾書、誓約書を理事会開催以前の日付において、評議員候補者より確実に徴収するよう改善する。	R4.11月
		2. 理事長個人が代表となっている別法人と利益相反取引にあたる土地賃貸借契約が締結されていますが、契約期間が令和元年10月1日で期限切れとなっています。理事会の承認を受けてから、早急に契約するようにしてください。また、法人の安定的な事業の継続性に支障をきたす恐れがある土地についての賃借権設定の登記も同時に期限切れとなっていますので早急に登記をしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	2.　令和4年度3月理事会を目処に宗教法人正林寺及び社会福祉法人ルンビニ保育園において、決議をとり契約を締結後、借地権設定の登記を行う。	
R5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		